

市庁舎健康工事費内訳（『市事務報告』）

項目	金額	備考
請負金額	39,000.00 円 銭	請負人 名古屋市水野鉄五郎 昭和7年9月2日起工 昭和8年7月31日竣工
セメント	9,566.00	7,820袋、市が木村繁太郎から購入
鉄筋	7,625.41	131,490、市が神戸製鋼所から購入
計	56,191.41	

業であった。工事を終わって、昭和九年二月一日、市役所は津山市山下九二番地の新庁舎へ移転した。

上水道の設置

津山市が上水道の設置を公式に取り上げたのは、大正一五年（一九二六）二

月二〇日の津山町会が最初であるが、津山東町は、それより前、既に水道敷設計画を進めていた。しかし、合併

八万九二〇〇円になり、什器その他を加えると合計一〇万円に及ぶといわれる。この金額は、昭和六年度の市歳入決算額が、事業費を含めて三六万円であったから、津山市にとっては大事

問題が具体化するに及び、着工に至らないまま、合併希望事項に水源池の東部設置を挙げ、水道事業は新津山市へ引き継ぐことになった。

さて、津山町会では調査委員会を設け

昭和三年（一九二八）一月二日、第一回の会議を開き、翌年二月までに八回の協議を重ねた。その大要を記すと、

○ 第一回委員会（昭和三年一月二日）

水道の基本調査実施のこと。水道敷設について他都市の視察を行うこと。

○ 第二回委員会（昭和三年二月一日）



図13 中島上水道取水口（津山市水道局蔵）

早く調査を完了するため、上下水道のうち、まず、上水道について調査すること。水道使用者を五万人、一人一日平均の使用量を一一〇リットルとすること。水源地はおおむね二宮松原付近とすること。

○ 第三回委員会（昭和三年三月二六日）

先進都市七市の水道視察報告。各都市の水道工事は、奈良市（二二六万円）、尾崎市（一五七万三千元）、西宮市（一一九万五千元）、高松市（一七七万円）、丸亀市（五九万円）、尾道市（一四五万四千元）、福山市（二六九万六千元）。

○ 第四回委員会（昭和三年五月二四日）

高松市の尾崎水道課長を招き、水源予定地を委員一同で視察。

○ 第五回委員会（昭和三年五月二六日）

前回の視察結果に基づき、尾崎課長から次の報告があった。

第一案 二宮桜町の裏か、小田中のうち吉井川北岸の菜洗場付近に水源地を設け、県道の右に沈澱池・濾過池を置き、その水を山畑に引き上げ配水する。工事費七五万円。

第二案 衆楽園付近に井戸二本を掘り、同所に濾過池を設け、丹後山に引き上げて配水する。工事費六八万円。

第三案 吉井川・宮川の合流点に水源池を設け、大橋上手から城山に引き上げ配水する。工事費七一万円。

右三案の内、衛生上最も安全で工事費も少ない第二案が有望となり、小林技師（日本鑿井会社）に調査を依頼。結果は水量が少なく不適。

○ 第六回委員会（昭和三年六月） 流会。

○ 第七回委員会（昭和三年七月六日）

調査を終わり、第一案の二宮菜洗場付近を水源地に選定。更に、津山瓦斯株式会社付近に鑿井して、丹後山に上げ配水すれば経費が安い、という新提案が出され、調査することを決定。

○ 第八回委員会（期日不明）

瓦斯会社付近は、水量少なく濾過池を設ける土地が狭隘。吉井川の水を取れば水量はあるが、汚水が入り易く、合流点のため土砂に埋まる心配がある。

（『津山町会議事録』）

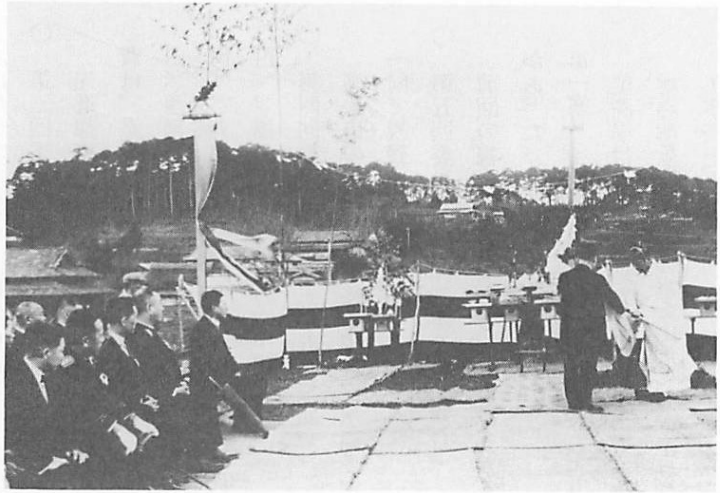


図14 上水道配水池起工式 (津山市水道局蔵)

以上のように、水量・水質に難点が多く、旧町時代の調査では、水源地の位置を第一案とすることに落ち着いていた。

市制実施後は、新しい調査委員会によって調査が進められ、第一回委員会が昭和四年七月一六日に開かれ、旧町時代の第一案を引き続き採用することに決定した。以後、翌年の一月二日の委員会まで八回の協議を重ね、第一案に基づく伏流水を取るか、河水を取るかの調査が続けられた。

こうして、旧町時代の調査委員会発足後約三年で、ようやく津山市水道計画の作成が終わり、当局は昭和五年一月一八日、次の「津山市水道布設工事目論見書」を議会に提案した。

津山市水道敷設工事目論見書(大要)

第一 水道事務所ノ所在地

津山市京町 津山市役所内

第二 水源ノ位置、取水方法、周囲ノ概況、水量概算

及水質

(ア) 水源ノ位置

岡山県久米郡佐良山村大字中島字天王鼻

(イ) 取水方法

吉井川右岸ニ鉄筋混凝土取水樋門ひんもんヲ設ケ、集水

井ニ連絡シ河水ヲ其ノ儘導水スルト共ニ、集水井

第一章 津山市の成り立ち

ニ湧出セル伏流ヲモ採水スル装置トス。

(ウ) 周囲ノ概況

佐良山村大字中島字天王鼻ノ地点ニ求メタル所
以ハ、宮下堰ニヨリ水位ノ調整ヲナシ、且ツ、市
街地及郡是製絲会社等ヨリ注流セル汚水ヲ避ケタ
ルニヨル。

- (イ) 収入ノ方法及其ノ予算
- 国庫補助金 拾九万五千元
- 県費補助金 七万円
- 繰入金 拾貳万參千五百拾四円
- 給水料金 參拾九万壹千四百八拾六円
- 給水使用料ハ左ノ割合ニ依リ徴収ス。

(ニ) (ウ) (略)

第三 水源地、送水管線、

浄水場ノ位置「図一

五」

第四 給水区域、人口、

給水量

(ア) 給水区域「図一五」

(イ) (略)

第五、第六、第七 (略)

第八 起工並竣工期間

起工は昭和六年四月、竣工は昭和七年九月、工事
期間は一年六箇月。

第九 工事総額、其ノ収入支出方法及予算

(ア) 総額金七拾八万円

種別	最低料金	超過料金	其ノ他
放任専用	同	同	浴槽使用者一箇ニ付一五錢増、 二戸共用一戸ニ付一〇錢増
放任共用	一戸五人迄 六〇錢	一人ヲ増ス毎 二〇錢	給水栓一箇増二〇錢増、浴槽 給水装置四〇錢増、給水装置 ナク浴槽ノミニ二〇錢増
営業用	一〇キロリットル 一〇キロリットル	一キロリットル 増ス毎 二〇錢	
湯屋業用	一〇〇キロリットル 六〇〇錢	同 六錢	

水道敷設費七拾八万円ハ一時起債ニ求メ、之ガ償
還ハ国庫並県費補助繰入金、給水料金等ニヨル。

第一〇 (略)

この案が提出されると、早速議員の間から、「第一案
を採用する理由や、原始的な濾過装置で果たして十分に